

秋田市告示第111号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収の事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月27日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収事務名

- (1) 一つ森公園テニスコート
- (2) 一つ森公園コミュニティ体育館
- (3) 一つ森公園弓道場
- (4) 雄物川河川緑地テニスコート
- (5) 雄物川河川緑地野球場

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1  
公益財団法人秋田市総合振興公社  
理事長 根 田 隆 夫

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで